9

牛肉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、(k)に定める発動水準

(ii)　二年目については、二十四万二千メートル・トン

(iii)　三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(iv)　十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの

(v)　十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(c)　(b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、四年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

(d)　(i)　「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A)　一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

(B)　三年目から九年目までについては、三十パーセント

(C)　十年目から十三年目までについては、二十パーセント

(D)　十四年目については、十八パーセント

(E)　十五年目及びその後の各年については、

(1)　日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(2)　日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(ii)　「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A)　一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

(B)　三年目については、三十二・七パーセント

(C)　四年目については、三十・六パーセント

(D)　五年目から九年目までについては、三十パーセント

(E)　十年目から十三年目までについては、二十パーセント

(F)　十四年目については、十八パーセント

(G)　十五年目及びその後の各年については、

(1)　日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(2)　日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(iii)　(b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(ii)又は(iii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

(e)　(a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(i)　合計輸入数量が(b)に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間

(ii)　合計輸入数量が(b)に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(iii)　合計輸入数量が(b)に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

(f)　(i)　この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii)　この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(A)　会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(B)　十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii)　この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(A)　各月の初日から当該月の十日までの期間

(B)　各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(C)　各月の二十一日から当該月の末日までの期間

(g)　(i)　日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期にわたるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A)　十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント

(B)　十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(ii)　この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(iii)　日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定める発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

(h)　日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i)　日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害（例えば、厳しい干ばつ）によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。